



長野県報

3月4日(木)
平成22年
(2010年)
第2145号

目次

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども・家庭福祉課)	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	2

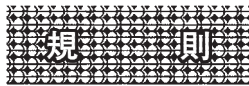
告示

公共測量の終了(建設政策課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	4
政治資金規正法に基づく平成18年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	4
政治資金規正法に基づく平成19年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	4
政治資金規正法に基づく平成20年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	5

公告

一般競争入札(情報統計課)	5
一般競争入札(管財課)	6
一般競争入札(2件)(情報公開・私学課)	7
一般競争入札(こども・家庭福祉課)	9
一般競争入札(水大気環境課)	9
一般競争入札(国際課)	11
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく収去飼料の試験結果の概要の公表(園芸畜産課)	12
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課技術管理室)	13
平成22年二級建築士及び木造建築士試験の実施(建築指導課)	14
一般競争入札(医療政策課)	14
一般競争入札(5件)(病院事業局)	15
一般競争入札(6件)(道路管理課)	19
一般競争入札(河川課)	24
一般競争入札(砂防課)	25
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	26
平成20年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の公表(監査委員事務局)	27
住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局)	31
一般競争入札(2件)(交通政策課)	73
一般競争入札(障害福祉課)	75
一般競争入札(医療政策課)	76
一般競争入札(5件)(ものづくり振興課)	77
一般競争入札(事業課)	81
一般競争入札(高校教育課)	82

正誤(河川課)	83
---------------	----



児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第4号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第13条中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に改める。

第14条第1項中「第36条の39第1項」を「第36条の43第1項」に、同条第2項中「第36条の39第2項」を「第36条の43第2項」に改める。

第15条中「第36条の40第1項第1号」を「第36条の44第1項第1号」に改める。

第16条中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に、「第1条の32第2項第1号」を「第1条の33第2項第1号」に改める。

「第36条の37第1項 第36条の37第2項 第36条の43」を「第36条の41第1項 第36条の41第2項 第36条の47」に改める。

「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に、「第1条の36第1号」を「第1条の37第1号」に改める。

「第36条の39第1項 第36条の43」を「第36条の43第1項 第36条の47」に改める。

「第34条の15第1項第1号」を「第34条の19第1項第1号」に、「第34条の15第1項第2号」を「第34条の19第1項第2号」に、「第1条の34」を「第1条の35」に改める。

「第36条の39第2項 第36条の43」を

「第36条の43第2項 第36条の47」に改める。

「第36条の40第1項第1号 第36条の43」を

「第36条の44第1項第1号 第36条の47」に改める。

「第36条の42第1項 第36条の43」を

「第36条の46第1項 第36条の47」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

こども・家庭福祉課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月4日

長野県公安委員会委員長 安藤 博 仁

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第10条第2項第3号中「家出人」を「行方不明者」に改める。

第13条第2項中「ハイテク犯罪対策室」を「サイバー犯罪対策室」に改める。

第16条の3第8号中「家出人票及び」を削る。

第30条第3項及び第4項中「長野県長野中央警察署及び」を「長野県長野中央警察署、長野県諏訪警察署及び」に改める。

別表第2の1の長野市若松町交番の項中「大字茂菅」を「新諏訪一丁目及び二丁目 大字茂菅」に、「箱清水一丁目の一部 箱清水二丁目の一部 箱清水三丁目」を「箱清水一丁目から三丁目まで」に改め、同1の長野市三輪交番の項中「上松1丁目から5丁目まで 箱清水二丁目の一部」を「上松1丁目から5丁目まで」に改め、同1の長野市柳町交番の項中「居町 箱清水一丁目の一部」を「居町」に改め、同表の23の波田町交番の項中

「波田町 松本市 梓川上野 梓川梓 梓川倭」を

「波田町」に改め、同項の次に次のように加える。

松本市梓川警察官駐在所	松本市梓川梓	松本市梓川上野 梓川梓 梓川倭
-------------	--------	-----------------

別表第2の25の白馬村神城警察官駐在所の項を削り、同25の白馬村交番の項中

「白馬村 大字北城」を「白馬村」に改める。

別表第4中 「ハイテク犯罪対策室」を「サイバー犯罪対策室」に改める。

第2条 長野県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2の23の波田町交番の項を次のように改める。

松本市波田交番	松本市波田	松本市波田
---------	-------	-------

附 則

この規則は、平成22年3月19日から施行する。ただし、第2条の規定は同月31日から、第1条中第9条第2項及び第10条第2項第3号の改正規定並びに第16条の3第8号の改正規定は同年4月1日から施行する。

警 務 課